

## 参考 1 有期労働契約に関するその他の規定

今般の労働契約法改正で規定された3つのルールのほかにも、有期労働契約に関する労働基準法の規定及び関連する規則があります。これらについても十分ご注意ください。

### I 1回の契約期間の上限（労働基準法第14条）

有期労働契約を締結する場合、1回の契約期間の長さについて、労働基準法第14条は次のように定めています。

#### 原則 1回の契約期間の上限は3年

労働契約の契約期間の上限は原則3年です。期間の定めのある労働契約については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、労働契約を解除することができません。ただし、1回の契約期間が1年を超える有期労働契約(※1)を締結した労働者(※2)は、労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後は、使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができます。

※1…特例3に定めるものを除きます。

※2…特例1または2に該当する労働者は除きます。

#### 特例 1 高度の専門的知識等を有する労働者との間に締結される労働契約 →1回の契約期間の上限は5年

高度の専門的知識等を有する労働者とは、次の①から⑦のいずれかに該当する労働者をいいます。

1回の契約期間が3年超5年以内となる有期労働契約は、次の①から⑦のいずれかに該当する労働者が、そのような高度の専門的知識等を必要とする業務に就く場合に、締結することができます。

- ① 博士の学位を有する者
- ② 公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社会保険労務士、不動産鑑定士、技術士または弁理士
- ③ システムアナリスト、アクチュアリー資格試験に合格している者
- ④ 特許発明の発明者、登録意匠の創作者、登録品種の育成者
- ⑤ 大学卒で5年、短大・高専卒で6年、高卒で7年以上の実務経験を有する農林水産業・鉱工業・機械・電気・建築・土木の技術者、システムエンジニア又はデザイナーで、年収が1,075万円以上の者
- ⑥ システムエンジニアとしての実務経験5年以上を有するシステムコンサルタントで、年収が1,075万円以上の者
- ⑦ 国等によって知識等が優れたものであると認定され、上記①から⑥までに掲げる者に準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が認める者

#### 特例 2 満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約 →1回の契約期間の上限は5年

#### 特例 3 一定の事業の完了に必要な期間を定める労働契約（有期の建設工事等） →その期間